

高砂市文化振興条例（案）の骨子

(1) 名称

条例の名称は、芸術を含めた広い意味の文化の振興を図る観点から「高砂市文化振興条例」とします。

(2) 前文

本市の状況、文化の持つ意義やこの条例の制定の趣旨について、条例に「前文」として規定します。

① 本市の状況

謡曲「高砂」で知られる私たちのまちは、古くは万葉集に詠まれ、近年では、播磨臨海工業地帯の一翼を担う中核都市として発展を遂げ、人々は、過去からの文化を継承し、次世代に伝えていくとともに、新しい文化をはぐくみ、創造しながら暮らしてきました。

昨今では、生活様式の変化、少子高齢化、経済情勢の変化をはじめ、様々な本市を取り巻く社会環境などの変化、また、市民活動の活発化、多様化により、市民の生活は大きく変わってきており、行政の役割も変わってきています。

このような中、私たちのまちのこれからの発展のためには、文化の持つ力によるまちづくりが必要であり、豊かさや幸福を実感でき、住み続けたい、住んでいることに誇りが持てるまちとするため「高砂らしさ」の創出が求められています。

② 文化の持つ意義

歴史や文化を再認識し、伝統文化や私たちのまち独自の文化を保存し、継承し、発展させ、新たな文化を創造していくことは、人々の感性を豊かにし、互いに理解し、尊重しあう風土をはぐくみ、まちに活力とにぎわいをもたらす源泉となり得ます。

また、市民活動でもある文化活動は、全ての世代にわたって地域への愛情と誇りをもたらす礎であり、心と身体の豊かさやくらしの豊かさをもたらすとともに、人々の心のつながりや連帯感を生み出すなど、地域づくりに果たす役割には大きなものがあります。

このような文化の持つ力は、教育の領域にとどまらず、地域社会、産業振興、観光、商業活性化、福祉など、まちづくりのあらゆる面に及んでいます。

③ 条例制定の趣旨

私たちのまち独自の文化や歴史的及び文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展し、創造し、新たなまちの活力を生み出すため、行政と市民、団体等が協働して文化の振興によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定するものとしてします。

(3) 目的

条例の目的を次のとおり規定します。

文化の振興及び文化の持つ力によるまちづくり（以下「文化の振興によるまちづくり」という。）を進めるための基本理念を定めるとともに、市の役割と市民、団体等（学校、事業所、企業等を含む。以下同じ。）との関係その他基本的な考え方を明らかにすることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と活力あるまちの発展及び創造に寄与することを目的とします。

(4) 定義

文化及び文化活動の定義を次のとおり規定します。

「文化」とは、文化芸術振興基本法が対象とするもののほか、学術、景観、観光や市民、団体等（以下「市民等」という。）が主体的に行う創造的活動及び人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、生活や地域に根ざしたおよそ人間と人間の生活にかかわる総体とします。

また、「文化活動」とは、文化を創造すること、学ぶこと、享受すること、活動を支援すること、継承することとします。

文化芸術振興基本法

（芸術の振興）

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(5) 基本理念

市と市民等が、文化の振興によるまちづくりを進めるに当たっての基本理念を次のとおり規定します。

- ① 文化活動を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。
- ② 高砂らしさのあふれる文化活動や文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。
- ③ 市民全てが文化を創造し、学び及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発化するような環境の整備に努めること。
- ④ 文化の振興に関する活動や取組を地域社会や産業、観光など他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

(6) 市の役割と市民等との関係

文化の振興によるまちづくりに係る市の役割及び市民等との関係について次のとおり規定します。

- ① 文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ② 文化の振興に関する施策を推進するために必要な措置を講ずること。
- ③ 市民等と協働、連携して文化の振興の効果的な推進に努めること。
- ④ 文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めること。

(7) 基本方針の策定

「(5) 基本理念」に基づき、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長が定める基本方針を策定すること及びその策定に係る手続について規定します。

- ① 市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）を策定すること。
- ② 基本方針を定めるときは、あらかじめ市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じること。
- ③ 基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。
- ④ 基本方針の変更についても②、③を準用すること。

(8) 制定時期

平成23年4月1日施行